JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる 情報公開指針(仮称)作成に関するコンサルテーション会合 (第1回会合)

2015年12月25日(金)

(10:00 ~ 11:30)

国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 皆さま、おはようございます。

【司会】 定刻となりましたので、これより国際協力銀行および日本貿易保険の原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針、仮称でございますが、こちらの作成に関する第1回コンサルテーション会合を開催させていただきます。本日は、年末の大変お忙しい中にもかかわらず多数お越しくださいまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます国際協力銀行 JBIC 経営企画部の山田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。まずは本会合の背景や今度の進め方につきまして、国際協力銀行 JBIC、以下 JBIC と呼ばせていただきますが、それから日本貿易保険、以下 NEXI と呼ばせていただきますが、JBIC/NEXI から説明をさせていただきます。ご質問やご意見等おありかと存じますけれども、最後にまとめて質疑の時間を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、この会合の議事録は透明性確保の観点から後日公開させていただくことにいたします。一方、出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から映像や写真の撮影は控えていただきたく存じます。録音は結構でございますけれども、音声自体の公開は控えていただきたいと存じます。それでは、本日よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 稲葉】 皆さま、おはようございます。本日は年末のお忙しい中、多数の皆さまにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本題に入ります前にまず簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。私、国際協力銀行で今回 JBIC/NEXIの原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針作成の担当をさせていただくことになりました、国際協力銀行業務企画室の稲葉と申します。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 長友】 おはようございます。稲葉と同じく国際協力銀行業務企画室の 長友と申します。稲葉と同じく本件担当させていただきますのでよろしくお願いいたしま す。

【日本貿易保険 佐藤】 おはようございます。私、日本貿易保険環境グループの佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【日本貿易保険 小山】 おはようございます。同じく日本貿易保険総務部総務広報グループの小山と申します。よろしくお願いします。

【日本貿易保険 三藤】 おはようございます。日本貿易保険から参りました営業推進室 の三藤慧介と申します。よろしくお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 それでは、私の方から今回の会合の背景および経緯についてお 配りしておりますパワーポイントの資料に基づきご説明をさせていただきたいと思います。 まず原発輸出につきましては、民主党政権下でのパッケージ型インフラ海外展開の中でわ が国の原子力産業の国際展開支援が一つの大きな柱となっておりました。その後 2012 年末 の安倍政権発足後もインフラシステム輸出戦略が政府におきまして策定されておりまして、 原子力の海外展開が謳われているところでございますが、今後日本企業が受注した原発案 件に対し JBIC/NEXI が出融資・保証や付保による支援を行うにあたりましては、国会との 関係でいわゆる情報公開指針、これを策定することとなっております。具体的にはお手元 の資料の右下のページ、3 ページでございますけれども、ご覧いただきたいんですが、平 成 20 年 10 月に当時の近藤正道参議院議員より政府に対する質問主意書が出されておりま して、その中で「プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等につ いては、現地の市民の立場からすれば非常に重大な事項である。しかしながら、現在、 JBIC/NEXI は、プロジェクト実施主体に対して公開を要求、または義務付けていない。こ れらの情報について、日本が支援する原子力関連プロジェクトの場合には、実施国におけ る公開が非常に重要であるため、これらの情報公開を義務付けるべきであると考えるがい かがか。これが困難な場合は、その理由も示されたい」というものが出されております。 それに対する回答といたしまして 4 ページでございますけれども、平成 20 年 11 月の政府 答弁書におきまして、「JBIC においては、プロジェクト実施主体によりプロジェクトの安 全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されてい ない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしている」とい うような答弁がなされております。また、5 ページ、次のページでございますけれども、 にもありますとおり、平成24年3月の参議院政府開発援助等に関する特別委員会での質疑 におきましても、吉田忠智参議院議員より質問がございまして、それを受けまして当時の 財務省国際局山崎次長より、「JBIC におきましては、原子力プロジェクトの実施主体によ り安全の確保等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されていない場合には貸し付け 等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしております。指針の作成にあたり ましては、現在政府において行われている原発輸出に係る安全確認の取り組みも踏まえま して、JBICにおいて透明性にも配慮した形でこれが形成されることが重要であると思って おります。」とそういった答弁がなされております。

その後、東日本大震災に伴う福島の事故もありまして、日本政府による安全配慮等確認の体制再構築につきまして政府内で議論、検討を進めてこられたところ、6 ページにもございますとおり、本年 10 月 6 日の原子力関係閣僚会議におきまして日本政府の安全配慮等確認体制の再構築が決定されております。先ほどご紹介しました国会でのやりとり、これを受けまして日本政府の安全配慮等確認体制の再構築決定も踏まえつつ、このたびJBIC/NEXI といたしまして、JBIC および NEXI の原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針、仮称でございますけれども、の作成に向けてコンサルテーションプロセスを開始させ

ていただきたく、本日 NGO の方、産業界の方、今後協調融資で参加いただくことになろう 民間金融機関の皆さま、それから政府関係者の皆さまにもお集まりいただきまして、この 情報開示指針の作成の経緯ですとか、作成にあたっての基本的な考え方、今後の進め方等 につきまして私ども JBIC/NEXI よりご説明をさせていただき、今後の作成プロセスへのご 参加をお願いさせていただくということが本日の会合の目的でございます。従いまして、 指針の具体的な内容についての詳細な議論には、本日は立ち入らない予定でございます。

それでは、続きまして指針作成にあたっての基本的な考え方についてご説明をさせてい ただきたいと思います。お配りしておりますパワーポイントの資料をめくっていただきま して7ページ目をご覧いただきたいと思います。原子力につきましては、事故発生時の近 隣住民への影響が大変大きい、また近隣住民等への情報公開ですとか、住民参加プロセス、 これが適切に確保されていることが他のセクターに比べまして著しく重要であるというこ とが国際的にも認知されているところと承知しております。また、私どものような各国の 輸出信用機関の紳士協定でございます OECD の環境コモンアプローチにおきましても、普通 の案件でありますとまず現地基準、次に世銀のセーフガードポリシー、IFC のパフォーマ ンススタンダードといったものを環境社会配慮確認の対象とするということになっており ます。合わせて世銀がセクター毎に定めております EHS ガイドラインがある場合にはそれ を参照するということが OECD のコモンアプローチ、および JBIC/NEXI の環境社会配慮確認 のためのガイドライン上にも規定されておりますところ、原子力につきましては、世銀、 IFC が融資の対象としてないということもございまして、世銀の EHS ガイドラインがござ いません。そういう特殊性も踏まえまして、OECD のコモンアプローチにおいても原子力に つきましては特別な規定がございまして、原子力安全条約および IAEA の安全基準をベンチ マークとして参照することというふうになってございます。

こうした点も踏まえまして、原子力関連プロジェクトについては情報公開、住民参加に係る指針を作成していこうと、そういうものでございます。ちなみに私ども JBIC/NEXI の環境ガイドラインでございますけれども、一昨年、昨年、今日もお集まりいただいた方でご参加いただいた方も多数おられるかと思いますけども、5年に1度の改定プロセスを経て今年の4月に施行させていただいております。後ろのほうに余部を、冊子の方準備させていただいておりますので、後ほどご希望の方は持って帰っていただいて結構かと思います。で、私どもの環境ガイドラインの中にも実は情報公開ですとか、住民参加のプロセスについては既に規定がございます。具体的にはお手元、環境ガイドラインお持ちの方は10ページ、11ページを開いていただきたいと思います。10ページの下のところから情報公開に係る部分がございます。11ページの2パラ目ですけども、「当行は環境レビューおよびモニタリングを通じ、プロジェクトの実施国における関連法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクトの実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める」というような規定がございます。それからあと15ページでございますけども、15ページの下の部分、「社会的合意および社会影響」という項目がございまして、1ページめくってい

ただいた 16ページの部分にも情報、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」という規定もございます。それとあと、環境ガイドライン本文ではなく参考資料の位置付けということで 31ページ以降、環境チェックリストというのが添付されておりますけれども、その中で原子力発電の部分につきましては83ページでございますけれども、83ページのチェックリスト「13.原子力発電」の部分ですけれども、左の分類のところの「1許認可・説明」の(2)の地域住民への説明というところで、情報公開ですとか地域住民への説明といったことが記載がされております。既にこういった形で私どもの環境ガイドラインの中に情報公開ですとか、住民参加のプロセスについては規定がありますが、先ほどご説明させていただきました国会でのやりとりも踏まえまして、原子力固有の特殊性、これを踏まえまして環境ガイドラインを補完、補足するものと位置付けまして、今後皆さまのご協力を得ながらコンサルテーション会合の場で議論をさせていただきながら JBIC/NEXI の情報公開指針といったものを取りまとめていきたいなと、そのように考えております。

続きまして8ページでございます。コンサルテーション会合の進め方でございます。こ のコンサルテーション会合は先ほどもご紹介した5年に1度の環境ガイドライン改定時と 同様の形でオープン形式で開催させていただきたい。すなわち誰でも自由に参加ができ、 誰でも自由に発言をすることができる、そういった形で開催をさせていただきたいと、そ のように考えております。それと、透明性を確保するという観点からコンサルテーション 会合の模様につきましては毎回議事録を作成させていただきまして、これを作成次第 JBIC および NEXI のホームページにて公開をさせていただく、そういった対応を考えてます。他 方、プライバシー保護という観点から発言者の所属、氏名等についてはご要望に応じて匿 名での対応も可能と考えています。これは環境ガイドラインの改定プロセスでのコンサル テーション会合と同様でございます。実際のコンサルテーション会合の場でご発言をいた だくときには所属と氏名をまずは名乗っていただくということで対応しておりますけれど も、匿名を希望する場合であれば匿名での発言も可としますし、会合での発言自体は所属 ですとか名前をお名乗りになられても「議事録上では匿名で記載してほしい」というご要 望がある場合には、そうした対応も可能なような対応をさせていただく、このように考え ております。それとコンサルテーション会合の撮影、動画の撮影については禁止とさせて いただきたいと思っています。また、録音については、録音自体はしていただいて結構で すけれども、録音の内容をそのまま音声で公開することは禁止とさせていただきます。そ のように考えています。それと、司会者でございます。本日も司会をしていただいており ますけれども、コンサルテーション会合の司会者につきましては国際協力銀行、JBIC の経 営企画部長でございます山田にて対応させていただきたい、そのように考えています。こ れは環境ガイドラインの改定プロセスでも経営企画部の人間に対応をこれまでもしてきて

もらっております。営業部、それから審査部といった直接の利害を有するものではなく、 うちの銀行の中では最も中立的な部署でございます経営企画部の人間に司会をさせていた だきたいと思います。私どもも中立性の確保には大変配慮させていただきたいと思ってお りますので、今度の会合で仮に議事の進行等に中立性の観点から問題があるというような ことがございましたら、遠慮なく言っていただきまして、改善が見られないような場合に は交代も含めてまた皆さまのご意見を聞きながら検討させていただく、そういう対応を考 えております。

続きまして、今後の段取り、手順、進め方でございます。9 ページをご覧いただきたい と思います。本日、こういう形で趣旨説明というか、これまでの経緯、それから進め方に ついて JBIC/NEXI のほうから説明をさせていただきます。その後まずは JBIC/NEXI のほう で情報公開指針のドラフト、これを準備をさせていただきたいと思っております。現在 JBIC/NEXI のほうで作成作業中でございます。それがある程度まとまったところでコンサ ルテーション会合を召集させていただきまして、JBIC/NEXI のほうからご説明をさせてい ただく、その後、皆さまからのコメント募集期間ということで1カ月から1カ月半程度の 期間といたしまして書面でのご意見、コメントを募集するプロセスを組みたいと思います。 その後、皆さまからいただきましたコメント、これを論点ごとにこちらのほうでまとめさ せていただきまして、前回の5年に1度の環境ガイドライン改定プロセスと同様に三段表 のようなもの、具体的に左側に JBIC/NEXI 案があって、それに対する NGO の皆さんからい ただいたコメントですとか産業界の方からいただいたコメントが一覧で対比できるような 資料を作成いたしまして、順番にご提示いただいた項目についてコンサルテーション会合 の場で議論をさせていただく、そういう形式で進めさせていただきたいと思います。その 後、お出しいただいたコメントに関する議論についてひと通りコンサルテーション会合の 場で議論が終わったところで、議論の内容も踏まえて JBIC/NEXI のほうで案を再度取りま とめまして、それを JBIC/NEXI のホームページでパブリックコメントという形でアップロ ードさせていただいて、それに対してまたコメントいただくと。その後、最終案を設定い たしまして、JBIC/NEXI それぞれ機関決定をして施行という段取りを考えているところで ございます。

実際のコンサルテーション会合にあたってでございますけど、これは環境ガイドライン 改訂の際にもお願いをした点でございますけれども、特に原子力の場合は賛成、反対に大変多様なご意見があろうかと思います。あくまでも今回のコンサルテーション会合は JBIC/NEXI が原発案件に対して出融資・保証、付保をすることになった場合にどういう形で情報公開ですとか住民参加のプロセスを確保していくかというところに議論を絞りさせていただくと。すなわち、そもそも論、原発は反対であるとか、原発輸出を行うべきではないといったようなことは、どちらかというと政府の政策に基づいて私どももご支援をさせていただくということになると思いますので、今回のコンサルテーションの議論の対象からは外させていただく、それから、個別案件につきましても、これは環境ガイドライン

のときも同様でございますが、常に私ども個別案件についてのご意見についてはドアをオープンにしております。コンサルテーション会合の場ということではなくて、個別にアポを入れていただければ、個別に情報提供、ご意見を伺う機会はそういった案件に関してはいつでも JBIC/NEXI ともに対応させていただきますので、個別案件に係るご意見、コメントにつきましては別途個別に対応させていただく、そういうことでお願いしたいと思います。

それと、あともう一つですけど、これも環境ガイドラインの改定プロセスにおいて採用 させていただきましたが、1回当たりのコンサルテーション会合でございますけれども、2 時間ルールということで原則2時間ということでやらせていただきたいと思います。前々 回、2008年、2009年の環境ガイドラインの改定プロセスのときは大変議論が白熱しまして、 各回 5 時間、6 時間かかったこともございました。大変、皆さん、お忙しい方ばかりご参 加いただくことになりますので、なかなか長時間、5時間、6時間ぶっ通しでやるというの は集中力の観点からも、お忙しい皆さまの時間を拘束する観点からもできれば避けたいと 考えています。もしよろしければ2時間ルールということで各回原則2時間。どうしても 議論が中途半端で終わりそうな場合は司会者の一存でマックス 30 分間に限り延長する、と いうような形で進めさせていただきたいと。当初予定していた議題で、その回で議論がな されなかった場合は次回以降に後ろ倒しにしていく、そういう対応でさせていただきたい と思います。それとあと、次のタイミングでございますけども、先ほどもご説明させてい ただきましたとおり JBIC/NEXI のほうで現在たたき台となる案を作成させていただいてお ります。これの作成状況を踏まえまして 1、2 カ月後あたりをめどに再度開催期日の 2 週間 前には、今日お集まりいただいた皆さまにはメールで、それからあと JBIC/NEXI のホーム ページにも開催案内ということで発行させていただくという形で次回以降の開催連絡をさ せていただきたいと思っております。

それと、先ほどもご紹介いたしましたとおり、原子力固有のイシューというのがございます。OECD の環境コモンアプローチにおいても原子力案件については原子力安全条約ですとか IAEA の安全基準、こういったものをベンチマークとするというような規定もございます。これは JBIC/NEXI のほうで内々検討してるところでございますけれども、今後具体的なコンサルテーション会合での議論を進めるにあたっては、参加いただく皆さまの視線合わせ、目線合わせといったことからこの原子力安全条約ですとか、IAEA の安全基準についてどういったものなのかということを、専門家の方を招いて勉強するというか知識を共有するようなセッションを設けたほうがいいのかな、ということも考えています。その辺りにつきましては情報公開指針のドラフトの作成状況を踏まえつつ、ドラフト提示説明の前に行うのがいいのか、後に行うのがいいのかも含めて実施の検討を進めて参る、そのように考えております。私のほうからは以上ですけれども、NEXI さんから何か補足することがあれば。

【日本貿易保険 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。ただいまの JBIC さんの説明、1 点だけちょっと NEXI のほうで補足させていただければと思っております。JBIC さんのほうから先ほど環境ガイドラインに関して冊子、後ろのほうに置いてあるとのご説明がございましたけれども、昨年私ども JBIC さんと一緒に環境ガイドライン改定に取り組んでまいりまして、それまで NEXI にはなかったのですが、昨年私どもも冊子を作成しております。本日恐縮なのですけどお持ちできていないのですが、次回以降私どものほうも JBIC さんの冊子の脇にわれわれのガイドラインの方を並べて置かせていただきますので、ご入り用の方は、お持ち帰りいただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【司会】 ただいま JBIC/NEXI からご説明を差し上げましたけれども、改めまして私のほ うで会合の進め方について再確認を幾つかさせていただきたいと存じます。まず今後の会 合につきましても本日と同じように皆さま方、何方でもご参加いただける形式、すなわち オープン形式でコンサルテーション会合として実施させていただく、これが第1点でござ います。そして、恐縮ながらその際の司会は私山田のほうで務めさせていただきます。稲 葉から申し上げましたけれども、中立的な議事進行を心掛けたいと思いますので、どうぞ よろしくお願いいたします。また、会合では原発案件の情報公開指針の内容について議論 するということで、先ほど言及ありましたように個別案件、あるいは原発そのものの是非 といった一般論につきましては議論の対象としないということも確認させていただきまし た。また、次回の会合につきましては現在 JBIC/NEXI におきまして作成準備中の指針ドラ フト、こちらの状況を見ながら開催案内の連絡をメール、そして両機関のホームページへ の告知の形で連絡させていただくと。主な点としてこれらの点を確認させていただきたい と存じます。それでは、ここから皆さま方のご質問やご提案といったものを頂戴したいと 思いますけれども、まずご発言の際には挙手をお願いしたいと思います。先にお名前と所 属をおっしゃっていただきましてご発言いただければと思います。ただし、先ほども言及 ございましたように、匿名を希望される場合は匿名でということでご発言をいただいて結 構ですし、また議事録だけの匿名を希望される場合もその旨付言していただければ、議事 録は匿名で公開させていただきます。また、時間が限られていることもございまして、大 変恐縮ですけどもご発言はなるべく簡潔にお願いできれば幸いでございます。以上、確認 等々させていただきましたが、これより皆さまがたからのご質問、ご提案など頂戴したい と思います。どうぞ、皆さま。一番前列の方。

【FoE Japan 満田様】 ありがとうございます。FoE Japan の満田と申します。今日はこのような場を設定していただきまして、ありがとうございます。こういった公開の場でのコンサルテーションのプロセスは大変素晴らしいと思っております。一方、意見といたしまして、何度か意見を出させていただいておりますが、私たちとしてはこの原発案件に関して情報公開に限った指針というのは、それでは足りないんじゃないかと思っております。

JBIC さん、NEXI さんの考え方の前提といたしまして、国の安全配慮確認があるからそれに加える形で確認をしたいというご意図があるというのは理解しております。ただ、私どもといたしましてこの間、国の安全配慮確認の要綱を確認いたしましたところ、やはりこれでは JBIC さん、NEXI さんとして融資者、付保者としての責任を取ると、あるいはリスクを判断するには足りないんじゃないかというふうに考えております。詳細は省きますが、恐らく相手方の企業さんにとっても国の事業にとってもやはり、国民に対する責任を果たす上で原子力の安全確認というのは JBIC さん、NEXI さんとしてもする必要があるのではないかと考えております。それが 1 点でございます。

2点目に、このコンサルテーション会合の進め方といたしまして、最初に JBIC さん、NEXI さんによる指針案の提示があるということではありますが、どうしても議論の範囲が狭められる、私どももまとまった形での意見をまた出させていただきたいと思っておりますので、論点整理からぜひ始めていただきたい。その上で JBIC さん、NEXI さんによる指針のご提示をいただけないかと、そういう提案でございます。

3点目といたしまして、ベンチマークといたしまして、原子力安全条約と IAEA 安全基準を挙げておられますが、ちょっとこれでは足りないんではないかと思っております。原子力安全条約は日本も加盟しておりましたが、また IAEA も IRRS の総合規制評価サービスなど受けておりましたが、それでも残念ながら福島原発事故を防ぐことはできませんでした。やはり福島原発事故を経験した日本として、原発に対して公的な支援を行っていくというときに、やはり福島原発事故をもうちょっと海外においても引き起こしてはいけないということを念頭にして検討していただきたいというふうに考えております。そういった意味で、私といたしましては原子力安全条約および IAEA 安全基準だけではなくて、一体どういうベンチマークがありえるのかということを議論させていただければと考えております。以上でございます。

【司会】 ご提言ありがとうございます。それでは、JBIC、もしくは NEXI のほうから回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 JBIC の稲葉でございます。ご発言どうもありがとうございました。3点ご意見をいただいたかと思いますけど、まず1点目につきましては情報公開だけに限定するのはいかがなものかというご提案だったと思います。先ほど経緯のところでご説明をさせていただきましたとおり、国会との関係では情報公開の指針、原発案件の特殊性も踏まえて地域住民に対してしっかり情報公開が成されていること、住民参加のプロセスがしっかり確保されていることが他のセクターに比べても大変重要であるという観点から、先ほどご紹介した国会の質問主意書、それからあと国会での答弁の質疑でのやりとりを踏まえまして、日本政府としてJBIC/NEXIでそういった情報公開指針を作成するということを答弁されておられる。それを踏まえて、こういったものをこれから作っていこうと

いうことでございます。従いまして、私どもとしてはそういった政府答弁に基づく情報公開に関する指針を作成することを今のところ想定しておりましたけれども、ご意見いただきましたので、先ほど、2点目のご提言とも関わるんですけれども、今後のプロセス、具体的には私どもで取りあえず案をたたき台という形で作らしていただいておりますので、それにかぶせる形でご意見をいただければもっと広く安全配慮等確認も含めて議論すべきだというようなご意見を、進め方のところでご説明させていただいたプロセスをこれから予定しておりますので、書面でコメントいただければコンサルテーション会合の場で必ずご意見をお聞きする機会、産業界の皆さまにもそれはそれでご意見を聞かなきゃいけないと思いますけども、NGOの方、産業界の方からご意見を聞く、場合によっては政府の方からご意見を聞くというようなプロセスを確保することはこの場でお約束をさせていただきたいと思っております。

2 点目、ちょっと今の質問の回答とかぶりましたけれども、たたき台となるドラフトを まず作るんではなくて、論点整理から始めるべきではないかというご意見だったと思いま す。それにつきましてもちょっと繰り返しになりますけれども、まずは環境コモンアプロ ーチですとか、私どもの環境ガイドライン、それから環境コモンアプローチの中で取り入 れられている原子力安全条約、IAEA の安全基準というものの中からどういったものが必要 になってくるかというのを私どもなりに解釈をいたしまして、で、先ほども説明させてい ただいたとおり、既に私どもの環境ガイドラインの中に情報公開ですとか住民参加のプロ セスについての規定というのがあるわけですけれども、それを補完、補足、深掘りすると いう観点からどういう形で深掘りしていくかっていうのを、ちょっと私ども JBIC/NEXI で 相談をさせていただきまして、たたき台という形で案を示させていただいたところに、「こ れじゃ足りない」と、「ここはもっとこういったものを入れるべき」とか、また、産業界 の方からだと、「これじゃちょっと厳し過ぎて実際の受注活動ですとかご商談に悪影響を 及ぼすかもしれない」というようなご意見ももしかしたらあるかもしれません。なるべく 私どもとしてはやっぱり環境ガイドラインのときの協議もそうですけれども、環境社会配 慮っていうのはちゃんとやっていく、一方で私どもの法律の目的条項の中で「わが国産業 の国際競争力の維持・向上」という文言もございますので、そういった受注活動に日本企 業だけが著しく不利にならないような形のことについても配慮しなければならないと思い ますので、そこら辺は皆さまからご意見をいただきながら、バランスを取りながら、より よいものを作っていけたらなと思っております。

3点目ですけれども、コモンアプローチにある原子力安全条約、それから IAEA の安全基準以外にもベンチマークとするようなものがあるのではないかというご意見だったかと理解しております。ぜひその辺は私どももこれから勉強させていただきたい、先ほどちょっと簡単にご紹介していただきました、まずはコモンアプローチでも謳われている原子力安全条約だとか IAEA の安全基準といったものがどうなのかということを皆さまと一緒に勉強させていただいた上で、さらにインターナショナルスタンダードとして別の、ちょっと

私もまだ勉強中で他にどういうものがあるかはこれから皆さまと一緒に勉強させていただきたいんですけども、さらに付け加えてベンチマークとするものが、インターナショナルスタンダード的なものがあるということであれば、ぜひご提言というか具体的にご教授いただければ、その辺の是非も含めてコンサルテーション会合の中で議論をさせていただきたいと思っておりますので、ちょっといただいたご提案全てに分かりましたという形でお答えする形になってなくて申し訳ないんですけども、取りあえずは私どものほうで今作業進めておりますドラフト、これを基に皆さまからコメントをいただくという形で進めさせて、そのように考えております。

【司会】 その他。、2列目の方、お願いします。

【福島老朽原発を考える会 阪上様】 福島老朽原発を考える会という NGO の阪上と言い ます。よろしくお願いします。この経緯を見る限りではプロジェクトの安全確保、あるい は福島事故の知見を踏まえたものというのが一つのキーワードになっているというふうに 思います。その際に、先ほどの方も言われましたけども、情報公開の問題に限らず実態と して安全が確保されているのかという評価をどうしていくのかというのが非常に重要かと 思いまして、その辺は今日配っていただいた環境チェックリストの中でも住民の安全確保 ですね。住民の安全確保どうするかとか、事故をどう防止してくかっていうところも 85 ページとか 86 ページですかね。85 ページの最初にプロジェクトによる住民の生活への悪 影響がないか、必要な場合は環境を緩和する、配慮ですとかね、それから 86 ページには事 故防止対策がきちんと行っているのかっていうような項目があると思うんです。これは環 境配慮の問題だけではなくて、特に原発の場合には事故をどう防止していくかというのが 非常に重要で、もうプロジェクトそのものの是非に関わる問題かなというふうに。で、ち ょっとこの辺は間違っていたら指摘していただきたいんですけども、その辺の安全上の原 子力の輸出案件については従来は旧原子力安全保安院の方でその作業を行うということに なってたと思うんですけども、ところがこれを引き継いだ原子力規制委員会の方ではその 作業はやりませんというふうなことが報道したのを見たんですけども、そうなってくると 実際上の安全確保ですね、だから、どういう基準に基づいてどういう審査が行われてきた のか。それに対してどう評価していくのかですね。だから、そこら辺の問題がどこも今や るところがなくなって、JBIC/NEXI さんでやるしかないっていうような状況で。そこはだ から、最初の質問主意書で定義されたときとはまた状況が変わってきてるので、その辺は むしろ積極的にやっていかないといけないんではないかっていう状況ではないかっていう のが一つあると思うんですけど、その際に、先ほどベンチマークの話がいろいろ出てきま したけども、やっぱり実態として安全確保されているのかどうかというときに、今、福島 原発事故を踏まえて新規制基準が作られたわけですので、新規制基準の、少なくとも、こ れが十分かどうかっていうのはいろいろ議論があるところで、私どもはいろいろ意見はあ

りますけれども、少なくともこの新規制基準の、あるいはそれと同等レベルの基準があって、それに同等レベルの審査がなされてるのかどうかというのが最低レベルとしての評価、一つのやり方だと思うんですけども、そういったことというのが必要だと思うんですけども、ちょっとそれについてお聞きしたいなというふうに思います。

【司会】 回答をお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。どうもご質問、ならびにご 提案ありがとうございました。安全配慮等確認についての部分でございますけど、これに つきましては先ほどお話がありましたとおり、もともとは保安院さんがやっておられたの が福島の事故があって保安院さんがなくなって、原子力規制委員会が立ち上がったという ことで、誰が安全配慮等確認を行うかというのが問題となっていた。その後、政府内で検 討・議論が進められた結果、先程もご紹介しましたとおり、今年の 10 月 6 日の原子力関係 閣僚会合で新しい体制というのが再構築されたということで決定をされています。具体的 には内閣府がこの安全配慮確認の担当ということになりまして、詳細の中身につきまして は原子力関係閣僚会議のホームページ等に資料がアップされております。それとあと、こ れは政府の方でご検討、決定されたことということで私どもが内容について説明するのは 適切ではないのでこの場での説明はご遠慮させていただきますが、この安全配慮確認の内 容が不十分であるとかということにつきましては、これは取りまとめられた日本政府の方 にご意見をしていただくのがよろしいかと。今日こういう形でご意見があったということ につきましては、私どもの方で政府の方には、内閣府の方はじめ皆さんにはお伝えさせて いただきますけど、中身、これで十分かどうかっていうところはちょっと私どももこれを 策定した当事者ではないので、中身について踏み込んだ発言をこの場でさせていただくの は、誠に申し訳ございませんが遠慮をさせていただきたいと思っております。一方、そう いうご意見があったことについては必ず政府の皆さまにお伝えをさせていただきたいと思 っております。

【司会】 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。では、一番前の男性。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様】 「環境・持続社会」研究センターJACSES の田辺と申します。本日は大枠ということで大枠の質問をしたいんですが、この指針の位置付けという観点で、まず形式的な位置付けとして、先ほど稲葉さんからガイドラインを補完するものというような表現があったかと思いますが、通常何かルールを作ったときにその上位になるものにきちんと位置付けということが重要だと思うので、そのガイドラインの中に原発についてはこの文章のこの指針を適用するというふうに位置付けるのか、それとも JBIC の業務報告書にガイドラインと並列する形で何か書き込むのか、その

辺りの形式的な位置付けっていうのをまず 1 点。

【国際協力銀行 稲葉】 形式的?

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様】 はい。それから2点目は実質的な位置付けでして、環境ガイドラインの中に既に安全性とか事故の対応っていうところはスコープの中に含まれていますし、先ほどおっしゃったとおり情報公開とか協議についても含まれているという観点から、例えば他方、政府の中で安全確認の制度があると。で、通常の案件ですともちろん安全性について個別案件の安全性に含めて、例えば火力発電所について安全かどうかということを一応JBICが確認することになっているという。他方、政府の確認ではそういった個別案件の個別安全性まで踏み込んでいないというのが現状なのでJBICのほうで通常他のセクターでやっているような安全確認というのはきちんとこの原発においてもされるのかどうかというところが、一応実質的な位置付けとして重要かなと思いますけど、その観点からはいかがでしょう。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問ありがとうございました。国際協力銀行の稲葉でござい ます。まず形式的な位置付けにつきましては、先ほどのご説明の中でもご紹介させていた だいたとおり、もともと環境ガイドラインの中で情報公開、それから住民参加のプロセス の規定がありますが、原子力固有の事象というのがある、それは OECD のコモンアプローチ 上でも原子力安全基準ですとか安全条約ですとか IAEA の安全基準といったものをベンチ マークとするという特殊な位置付けになっていることも踏まえまして、環境ガイドライン を補完、補足するものという形でこの情報公開指針というものを策定していこうと、その ように考えております。内規的には当然同列というか強制力というか、守らなければいけ ない位置付けとしては同レベルのものを考えているところでございます。環境ガイドライ ンについては田辺さんにもご協力をいただいたとおり、一昨年から 1 年間かけて 5 年に 1 度の改定をさせていただいたので、取りあえずはいじらない形で、本文のところですけど も、情報公開指針の中で環境ガイドラインとの関係というかリンケージのところをしっか りと書いて、で、必要に応じて次回の環境ガイドラインそのものの見直しのときに更なる 本文の中でのリファーが必要、言及が必要であるという場合には、皆さまのご意見を聞き ながら改定作業の一環として修正を加える、そういうことを考えております。これが一応 実質的な位置付けと形式的な位置付けでございます。

それからあと、安全確認の部分でございますけれども、従来、安全面のところについては、当時は経産省さんにお願いをして、JBIC/NEXI はその確認内容を確認するというような対応で原発案件の環境社会配慮をさせていただいてきたところでございます。今般、10

月6日に政府のほうで策定された新しい安全配慮等確認の実施体制の再構築につきましては、中身については私のほうから細かくご説明をする立場にはございませんけれども、先ほどお話のあったような個別案件をもうちょっと見るべきではないかというようなご意見も踏まえて、今まではなかった立地の関係の IAEA のレビューレポートですとか、それから炉型に関するレビューの結果とかも確認するというような形になっていると承知しております。そこの部分についてはそれでも不十分だとかいろいろご意見はあろうかと思いますけども、これは政府のほうで種々検討した結果こういう形で安全配慮等確認をやるという形で決定をされたというふうに聞いておりますので、もし不十分であるとかっていうご意見があるんであれば政府の方に申し入れをしていただきたいなと思っております。

【司会】 それでは4列目の方、お願いします。

【日立製作所 齋藤様】 日立製作所の齋藤でございます。本日のご説明ありがとうございました。最終ページで今後の進め方をご説明いただきました。当面のこの取り組みの 1、2 カ月等々は理解しておりますけども、全体のスケジュール感を教授いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問ありがとうございました。全体のスケジュール感でございますけれども、これは環境ガイドラインの改定プロセスのときもそうだったのですけれども、このコンサルテーション会合自体、自由に誰でも参加ができ、自由にご意見をいただくという場と位置付けております。それで書面によるコメント募集のプロセスも踏まえるという形になっておりますので、いただいたコメントにつきましては全てコンサルテーション会合の場で議題ごとに議論をさせていただきたい、そのように考えておりますので、現時点でどのくらいの期間、何回ぐらいで終わるのかというのは大変予見が難しいところでございます。ちなみに5年に1度の環境ガイドライン本体の改定プロセスでの一昨年末からやらせていただきましたときは、大体期間として1年強。コンサルテーション会合の回数で言いますと10回前後という回を重ねて、皆さまのお出しいただいた議論について議論をさせていただいたという経緯がございます。ので、ちょっと答えになっておりませんけれども、そういう回答になってしまいます。申し訳ございません。

【司会】 それでは一番奥の方、お願いします。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原様】 原子力規制を監視する市民の会の杉原と言いますけれども、先ほど稲葉さんのご説明の中でこのガイドラインの作成に関して環境社会配慮をしっかりやる、しかし、一方で国際競争力の維持向上ということもあるので、日本企業だけが著しく不利にならぬよう配慮してバランスを取りながらやっていくというよ

うな発言があったんですけれども、僕、今の発言って非常に問題だと思っていましてね。やっぱり安全よりも経営であったり、あしきコストの論理を優先した結果が3月11日の福島の事故だったと言えると思うんです。ですから、国際競争力という名の下で日本企業が著しく不利にならないようにバランスを取るという発想自体が、果たして3.11のあとにとっていいのかということが、僕は問われていると思うんですね。ですから、今おっしゃったような発想というものが、もし今後のガイドライン作成の中で出てくるとすれば、それは非常に安全、事故を防ぐという観点からすれば非常に危険な論理であって、そこをきちんと排してからではないとこのガイドラインの作成に入っていただくとていうことはやっぱりあってはいけないというふうに私は考えています。ですから、もし可能であれば先ほどの日本企業だけが著しく不利にならぬよう配慮するという発言に関しては、この場で撤回していただきたいというふうに思います。そういう厳しい、やっぱり考え方を取らないとこれから非常に危ないことになるというふうに私は非常に恐れていますので、その点についてぜひコメントいただきたいと思います。お願いします。

【司会】 回答をお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご意見ありがとうございました。国際協力銀行の稲葉でござい ます。大変厳しいご意見をいただいたわけですけれども、「国際競争力の維持・向上」と いう観点につきましては私どもの環境ガイドラインの改定プロセスでも大変大きなテーマ となりました。おっしゃるとおり、NGO、それから反原発の立場の方からするとより厳しい ルールを制定すべきだというご意見、いろんな面でいただくことになろうかと思います。 他方、この原子力の国際展開支援というものにつきましては、冒頭申し上げたとおり政府 の政策として福島の経験を踏まえた世界で一番安全な原子力技術を必要とする国に展開し ていくというようなことを、安倍総理御自らおっしゃられてトップセールスをされている というのが現状でございます。私ども100パーセント政府出資の金融機関でございます。 私どもの法律、株式会社国際協力銀行法の第1条の目的条項の中には四つミッションがご ざいまして、その中の一つに「わが国産業の国際競争力の維持・向上」という目的規定が なされております。原子力に限らず日本企業の皆さまは世界各地で競合国、他国と厳しい 競争にさらされている中、私どもはそういった日本企業の皆さまの輸出ですとか海外での 投資を支援するということが法律上求められているところ、やはり国際的な競合における イコールフィッティングの確保というのは配慮しなければいけないというふうに考えてお ります。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原様】 すいません。イコールフィッティングってなんですか。

【国際協力銀行 稲葉】 競争条件を同じにするということでございます。そういった観点から OECD のコモンアプローチですとか、そういったものが国際的な合意事項としてなされている中で、おっしゃられる福島の事故の経験も踏まえてより厳しいものを作るべきだというのはご意見として拝聴させていただきますけれども、一方でそういったわが国企業の競合面での配慮、日本だけ厳しいルールを課すことによって競争条件が阻害されることがありましては、私ども設立根拠法で求められている、国からこういうことをやれと言われていることを果たせなくなってしまうという懸念もございます。ですので、その安全面、それと原発の輸出支援そのものの是非というところにもつながってくるかと思いますけども、そこにつきましては説明の中でも申し上げましたとおり政府の大きな施策の中で原子力の国際展開といったことが謳われている中で、一政府系金融機関としては仮に日本企業が受注されて日本のより安全でより進んだ原子力技術を必要とする国々に対して、その技術を提供していくということについては競争上の、イコールフィッティングという言葉を使わせていただきますけども、そこにも配慮した上での議論をさせていただきたいと考えておりますが、その辺りについては産業界の皆さまからのご意見ももしこの場でお聞きできたらと思います。よろしくお願いいたします。

【原子力規制を監視する市民の会 杉原様】 政府もそんなことを言っていないと。

【司会】 まず挙手をお願いいたします。どうぞ。

【FoE Japan 満田様】ありがとうございます。今の今について言えば JBIC 法に確かにそ のように書かれておりますし、JBIC さんの立場として致し方ないと理解しておりますが、 私どもはまたちょっと違う考え方を持っていることはご理解ください。私としてはきちん とした原発に関する融資、付保の指針を持つことは必ずしも日本企業の競争力を阻害せず、 むしろ強みになることもあるのではないか、もし、私の考えと違いますが、もし原発輸出 が福島原発事故の悲惨な経験を踏まえて、日本が安全な原発を輸出するという国策である のであれば、それに応じたきちんとした原発に関する指針を持つべきだと、私自身は考え ていまして、今の議論の流れからもきちんとした実質的な内容を持つ原発の指針が必要な のではないかと考えております。で、先程ど来、国が作った安全配慮確認については JBIC さんとしてはコメントすることはできない、説明することはできないとおっしゃってはい ますが、ただ一方でこの原発に関する指針の出発点の一つがこの日本政府による安全配慮 確認体制であるというふうに認識しています。ですから、この内容の議論なしにはこれか ら作る原発指針がどういうものになるかっていうのはこのシナリオの評価が欠かせないん じゃないかと思っているんですね。ですから、もし JBIC さんが説明できないのであれば、 しかるべき人を、内閣府の方にご説明いただくとか質問の時間を設けるとか、やはり私た ちとしては実質的に原発、日本が公的な信用付与をする原発の安全性を問いたいと思って

おります。ですので、この内容が果たして十分なものなのかということを目線合わせという意味では必要なのではないかと思っております。

2点目なんですが、このコンサルテーション会合の進め方、やはり JBIC さん、NEXI さんによる指針の定義、説明を最初にやりたいということなんですが、やはり私はそこで大枠が決められるのは二度手間になる恐れもあると思っております。予想せずにいろいろな論点が出てきてしまったときにあらためて作り直すというようなことにもなりかねないと思っているので、私としてはまずは論点整理から始めていただけないものかと思っております。もしどうしてもこの、JBIC さん、NEXI さんの今の検討の成果として示されたいという、そういうお気持ちもあるのかもしれませんが、私どもも一方で提言をまとめようとしておりますので、もちろん産業界の皆さんのお考えもあると思いますので、それを最初の議論の出発点として提示させていただけないものかというふうに考えております。以上です。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問およびご提言ありがとうございます。国際協力銀行の稲葉でございますけれども、1 点目、安全配慮等確認について政府から説明を聞く機会、もしくは質疑をするような機会を設けてはどうかというご提言と理解しておりますけれども、よろしゅうございますか。具体的には、もし可能であればこのコンサルテーション会合の場、それとも別の機会、どちらを希望されて。

【FoE Japan 満田様】このプロセスの中でもいいんじゃないかと思います。

【国際協力銀行 稲葉】 このプロセスの中で情報開示の指針は情報開示の指針、それに欠くべからず、検討するにあたってはその中身もちゃんと理解した上でないと情報公開指針の議論に入れないので、この10月6日に政府の方で決定した安全配慮等確認のプロセスの再構築について政府の方からしかるべく方に来ていただいて、この場で説明を、そういうご趣旨でよろしいですか。

【FoE Japan 満田様】 はい。私たちとしてはその内容面での議論も必要だと思っているので、そのためにという意味でございます。

【国際協力銀行 稲葉】 分かりました。ちょっとそれをお受けしていいかどうか、この場で、政府の方とも相談をさせていただかないと回答ができないので、確たる回答はちょっといたしかねますけれども、本日のこの会合でそういったご意見があったことについては内閣府の方にもお伝えをさせていただいて、ご協力をお願いしたいと思っておりますので、ちょっとお時間いただけますでしょうか。それとあと、そういったプロセスが仮にア

レンジできた場合にはそれをやらせていただいた中でいわゆる、多分一番大きな論点整理の問題ってそこの安全確認のところの問題だというふうに今日の皆さまのご意見を聞いていて思いましたので、その安全配慮確認の部分で仮に政府の方々から説明を賜ることが可能であれば、それを一回やらせていただければなと。その後、まずは論点整理だというご意見かもしれませんが、ちょっと今は私どものほうで頭の体操も兼ねてドラフトを作らせていただいておりますので、ドラフトを提示させていただいて、それにかぶせる形で安全面についての話も含めて、ここはもっと拡充すべきだとか、ここをもっとやるべきだみたいなことをご意見としていただくような形で進めさせていただけたらなと。なかなか意に沿わない回答になってしまいますけれども、今いただいたご意見、政府から安全配慮等確認についてしかるべきこのコンサルテーション会合の場で説明を聞き、質疑応答したいというご要望ということで、その点についてはJBIC/NEXIのほうでしかと承らせていただきましたので、しかるべく政府の方にもお願い方々ご相談をさせていただく、そのように考えております。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺様】 JACSES の田辺です。先ほど稲葉さんの回答の、私の質問2点目の実質的な住み分けに対する回答を受けて、いわゆる今ある環境社会配慮ガイドラインの影響のスコープの安全とか事故について、明確なご回答はなかったんですが、仮に原子力発電について影響のスコープの中に安全とか事故について原子力は別ですよっていう話であれば、まさにそれを踏まえて今回の指針を議論しなくちゃいけない。そこをちょっと明確にさせていただきたいと。現行のガイドラインの影響のスコープに入っている事故とか安全のこのスコープは、原子力発電案件についても適用されるか否か。

【日本貿易会 佐藤】 日本貿易保険の佐藤でございます。このガイドライン、前々回 2007 年から改定を始めて、2008 年に議論をやりまして、その後また前回改定があって、前々回の改定のときの議論にもあったかと思いますけれども、その当時 JBIC さん、NEXI の環境ガイドラインに関しまして原子力の安全面に関してはどういうふうに整理をするんだというような議論があったというふうに私も認識しております。その際の整理といたしまして、当時経済産業省のほうでやっておりました安全配慮確認というものがあって、当時は JBIC さん、NEXI ともそちらのほうの制度に依拠するというような整理でやってきていたというふうに認識しております。今このガイドライン自体はそういう立て付けの下、その整理のままというふうな認識でおります。ただ、先ほど JBIC 稲葉さんがおっしゃられましたように、ご意見としてその部分を、この情報公開指針の議論の中でそういったことも議論されるというようなことであれば、ご意見は当然受けさせていただくということかというふうに思っております。

【司会】 どうぞ、2列目の方。

【福島老朽原発を考える会 阪上様】 福島老朽原発を考える会の阪上と言います。先ほどの<mark>国際競争力</mark>の件なんですけども、安全確保と、それから国際競争力を確保する中で著しく不利にならないようにといったところは、まるで福島の事故がなかったかのような世界というか、そこでの姿勢に受け取れたんですね。それで、少なくとも福島原発事故以降政府としても安全確保が最優先と。それは恐らく国内の原発だけではなくて輸出案件についても当然原発事故ってもう絶対起こしてはいけないものということで、それが政府の立場だと思ってまして、そんなふうに聞いていたんですけども、そうではない意見が政府から出ているということでしょうかということが一つの質問と。それから、福島原発事故の知見を踏まえた、踏まえるっていうのは結局何をするのか、何をどう踏まえるのか、どういうつもりでいるのかっていうところが非常に不明確かなと思いまして、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問ありがとうございます。ちょっと私の説明に舌足らずなところがあったようでございますけれども、安全面については当然日本政府としても福島の事故の経験を踏まえて原子力技術、日本の進んだより安全性の高い原子力技術を必要とする国に提供していくというのが政府の立場だと私は理解しております。他方、ちょっと私が申し上げた国際競争力のところでございますけれども、これは私ども環境ガイドラインの作成の中でも産業界の皆さまからの強いご要望がございまして、日本の企業の方々が諸外国の企業と大変厳しい競争にさらされている中で、イコールフィッティング、競争条件の同一化というようなことに配慮してもらいたいというような強いご要望をいただいた経緯もございます。恐らく今日も産業界の方多数ご参加いただいておりますので、JBIC/NEXIのほうから一方的に言うと説得力がないのも分かるんですけども。

【福島老朽原発を考える会 阪上様】 政府がそういう立場だとおっしゃったので、何かそういう文書があるわけですか。政府がそういう立場だとおっしゃったので、先ほどね。

【国際協力銀行 稲葉】 そこはちょっとすいません、私の説明の仕方が悪かった部分がありますけれども、私が申し上げたかったのは、私どもの国際協力銀行法の中に。

【福島老朽原発を考える会 阪上様】 事実でないならばちゃんと訂正をしてください。

【国際協力銀行 稲葉】 政府がイコールフィッティングを確保しろと名言はしておりま

せん。ただ、私どもの法律の目的規定上にそういった「わが国産業の国際競争力の維持・向上」という文言もあるので、それにも配慮をした形で議論を進めていかなければならないということを申し上げただけで、政府が明示的に原発案件についてそうしろと言ったようなことを申し上げているものではないことは、訂正が必要であれば訂正させていただきます。申し訳ございません。他方、ご理解いただきたいのは繰り返しになりますけれども、日本の企業の方々が置かれている競合状況といったものにも意を配さなければならないということでございます。ちょっと私のほうからそういうことを申し上げても説得力がないので、せっかくの機会ですので、もしよろしければ産業界の方々からもその辺の話をご紹介いただけるとありがたいんですけども、どなたかお願いできますでしょうか。

【司会】 ご意見、ご提言等いかがでしょうか。

【福島老朽原発を考える会 阪上様】 いや、別にそういうことではなくて基本的な姿勢ですよ。だから、福島原発事故の知見を踏まえるというのは何をどう踏まえるんですか。 安全最優先でこの件については動いてると思ってましたので、ちょっとびっくりしたんです。

【日本貿易保険 三藤様】 日本貿易保険の三藤と申します。ご意見ありがとうございます。福島事故の知見を踏まえる一例という形でご紹介させていただきますと、先程来 JBIC の稲葉のほうからご紹介させていただいたおりますが、OECD コモンアプローチでも触れられておりますような IAEA の基準等々については、福島の事故以降 IAEA から何度もミッションを日本としてお受けして、その中で見ていただいた福島の現状を、福島で今起きていることを見ていただいた上でさまざまな、地震の関係でありましたり、さまざまな IAEA の基準の部分がリバイスといいますかリファインといいますか、改善されているやに伺っております。そのような福島の知見を生かした IAEA 基準なり、そういう部分を参考にさせていただきながら、この情報公開指針というものを皆さんと一緒に策定させていただければというふうに考えております。以上です。

【司会】 ご意見、ご提言いかがでしょうか。

【三菱東京 UFJ 銀行 田中様】 三菱東京 UFJ 銀行の田中でございます。ちょっと技術的なことなんですけども、JBIC さん、NEXI さんがお作りになられようとしている指針ドラフトなんですけども、こういった輸出事案が多いということもありまして、日本語のみで作成されるのか、それとも英文、外国人向けに出るのか。その後の進め方も日本語と英語とでどのように進められていくご予定なのかというのを、もしもうお決まりであれば教えていただきたいと思います。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉 】 ご質問ありがとうございました。これから作成しようとしております情報公開指針のドラフト、英文か和文かというお話だと思いますけど、一応おっしゃられたとおり実際にそれを見て情報公開ですとか住民参加のプロセスをするのは現地の実施主体ということもございますので、英文版というのは大変重要だと認識しております。ある程度コンセプトがまとまったところで、今 JBIC/NEXI 間でドラフト案作っておりますけれども、和文、英文両方ご用意をさせていただきたい。そのように考えてます。

【司会】 よろしいですか。どうぞ、一番奥の方。

【原子力を監視する市民の会 杉原様】 すいません、たびたび。原子力を監視する市民の会の杉原ですけれども、最初のほうの方の質問のところで、今ドラフト案作られていて、まずはドラフト案を示したいということでそこはなかなか譲られていないんですけれども、もしそうであればせめて、今作成されているドラフト案の項目とか筋立てっていうんですか、それこそ論点がどのような項目についてドラフトを今書いてるかという、そういう骨格ですね。それを事前になるべく早めに、せめてご提示いただくというようなことはできないんでしょうか。まるっきり作られたものがポンと出てしまうとやはり議論の枠が狭められるという意見、もっともだと思いましたので、せめてその構成ですね。どういう骨格でどういう内容で今書いているかというところをなるべく早く事前に出していただくっていうことはできないんでしょうか。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉 】 ご提言ありがとうございます。現在 JBIC/NEXI のほうでたたき 台となるドラフトを作成しております。他方、今、そういった骨格だけでも事前に説明することはできないかということでございましたので、今後ちょっと JBIC/NEXI で相談をさせていただきますけれども、ドラフト本文が出る前に事前に骨格がある程度まとまったところでご説明することができるかどうか JBIC/NEXI で検討させていただきたいと思いますので、いただきましたご意見踏まえて検討してまいりたいということでございます。

【原子力を監視する市民の会 杉原様】 出す方向で検討してください。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 満田様】すいません。3 度目の発言でしつこくて大変申し訳ないんですが、 私としてはやっぱり一番鍵になるのが情報公開に限るかどうかということだと思います。 それは本当に大きな話になりますので、少なくともそこの議論をきちんとやらない限り指 針案を提示していただくのはどうなんだろうというふうに考えております。何度も言いま すが、私どもでもこの件に関しては 2008 年当時からいろいろな提言なども出させていただ いておりまして、この場でも何人かの方が発言したとおり、やはり3.11で日本のと言 ってしまっていいのかどうか分かりませんが、決して原発に関する事故を二度と起こさな いんだということは、これはもう共通の価値観なんじゃないかと思っておりまして、それ は JBIC さん、NEXI さんのミッションと決して矛盾しないと。産業界の方々の利益にも絶 対矛盾しないというふうに考えています。であるんだったら、やはりそこの部分は不可欠 であって、今回ご案内いただいたこのコンサルテーション会合の進め方だと、もう情報開 示の指針ありき、その情報開示の指針も JBIC さんがどこまでのことを考えておられるかよ く分からないんですが、私たちとしては現地の住民の方々のみならず、やはり環境社会配 慮ガイドラインと同等の関連する文書を JBIC/NEXI さん側でもきちんと開示することも含 めて議論させていただきたいと思っておりますので、ちょっとこの進め方ですとそこら辺 問題はあるんじゃないかと考えております。

【司会】 回答お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 再三にわたるご提言ありがとうございます。ドラフトに基づく議論の前に、特に安全面のところについてもうちょっと突っ込んだ議論をしたいというご趣旨と理解させていただきました。その前のご提言のところで、安全確認について政府の方からしかるべく、可能であればこの場で説明する機会をというご要望も合わせて先ほど承っておりますので、ちょっと今後の対応につきましては、まずはそういった政府の方によるご説明の機会をどういう形でご提供できるかも含めて、JBIC/NEXI、それから政府の皆さまを含めてご相談をさせていただきたいと思っておりますので、その辺りの方向性が見えましたところでまたご説明の機会を賜るということでよろしゅうございますでしょうか。

【司会】 その他ございますでしょうか。定刻の時間を5分残すところと参りましたので、お差し支えなければ簡単に本日のまとめをさせていただきまして、閉会としたいと存じます。特に本日いただきましたご意見大きく二つの点でJBIC/NEXI が積み残している点と申しますか、引き取っているというふうに理解しております。一つは安全確認の点を政府の方との対話ができるかどうか。これらを通じて、先ほど数度にわたってご提言をされました、今回のスコープが情報公開指針というところに留まっているところを広げられないのかと。こういうところにつながってくるご意見と承知しておりますけれども、それについてはまずは政府とJBIC/NEXI が相談をするというところを次のステップにさせていただく

ということ。それから2点目は、複数の方からご意見ありましたけれども、まずはこのドラフトを提示する前に論点整理をしてほしいというご意見。そして、論点整理まで行かずともせめてドラフトの項目だけでも事前に提示できないのかというご提言もございました。こういったやり方につきましても JBIC/NEXI の方でご意見を賜ったということで、これをどのように取り扱うかという検討をするという、今日は回答だったと。こういう大きく2点だったというふうに考えますが、JBIC/NEXI の方よろしいでしょうか。皆さまもよろしゅうございますでしょうか。それでは、本日は大変お忙しいところをご参集いただきましてありがとうございました。第1回のコンサルテーション会合を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】 どうもありがとうございました。

(了)